

さんしん後見支援預金

商品名	さんしん後見支援預金（有利息型・無利息型）	
	成年後見人（未成年後見人を含む）が家庭裁判所の指示書に基づいて取引を行う事ができる預金で、後見人の方の判断で管理できる預金口座に比べ、より厳格な財産管理を目的としています。	
販売対象	家庭裁判所が後見支援預金新規契約にかかる「指示書」を交付した成年後見人および未成年後見人	
期間	期間の定めはありません。	
預入	預入金額	1円以上
	預入単位	1円単位
払戻方法	家庭裁判所の「指示書」に基づく一時金交付と定期送金 後見人口座への振替のみとし、現金での払戻しはできません。	
利息	適用金利	定期預金金利1年もの（300万円未満）の利率（無利息型は無利息とします）
	利払方法	年2回（3月・9月）の当金庫所定の日に元金に組み入れます。
	計算方法	毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
税金	20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。（無利息型は税金がかかりません） ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる 利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% （国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。	
手数料		
金利情報の 入手方法	金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。	
口座開設時 確認書類	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭裁判所が発行した「指示書」謄本 ・成年後見制度利用の登記事項証明書 ・後見人の印鑑証明書 	
苦情処理措置 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は当金庫営業日に、営業店またはお客様相談窓口（9時～17時、TEL：0120-775-501）までお申し出下さい。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（TEL：03-3581-0031） 第一東京弁護士会（TEL：03-3595-8588） 第二東京弁護士会（TEL：03-3581-2249） 静岡県弁護士会（TEL：055-931-1848） 等の仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は当金庫営業日に上記お客様相談窓口または全国しんきん相談所（9時～17時、TEL：03-3517-5825）までお申し出下さい。</p>	
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・追加預入を除き、家庭裁判所の「指示書」に基づく内容以外のお取引はできません。 ・キャッシュカードの発行はできません。 ・振込手数料（自動振込含む）にあたっては、所定の手数料をいただきます。（詳しくは、「手数料一覧」をご覧ください。） ・お取り扱い窓口はお取引店舗のみとなります。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます） ・無利息型の場合は全額保護されます。 ・有利息型から無利息型への変更のお取り扱いもできますが、無利息型を有利息型に（または再変更）することはできません。 	